「富田林市立保育所民営化基本方針（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

１．パブリックコメントの実施状況

(1) コメント募集期間　　平成 22 年 7 月 5 日～8 月 9 日（36 日間）

(2) コメントの状況　　提出数：402 通（１人で 2 回以上提出したものは個々カウント）

方法別：郵送 6 通、FAX3 通、E メール 20 通、窓口持参 373 通

コメント内容：311 種類/782 件

除外したもの

・記載要件を満たしていない（住所、氏名などの記載不備）　11 通

・民営化と関係がない記載（「保育料の値上げ反対」など）　2 通

・意見に類する記載がない（「民営化反対」）　26 通

２．パブリックコメントの内容

1.はじめに

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
1	・　他にも削減できるところがある。 ・　民営化はコスト削減だけである。 ・　本当に、市ではどうしようもないのか。	41	歳入面においては、施設の有料化や使用料・保育所保育料・幼稚園使用料等の見直し、学童保育の有料化、各種手数料の見直しを行いました。また、歳出面では、職員定数の削減や給与カット、個人給付の廃止・見直し、団体補助金の見直し、指定管理者制度の導入などを実施しています。 民営化の目的はコスト削減だけでなく、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことです。
2	・　財政難は公立保育園だけのせいではない。 ・　市の財政難を保育園や子どもに押し付けないでほしい。	18	
3	・　財政難なら、生活保護費などの支給をもっと厳格にしてほしい。	1	生活保護費は国の基準により支給しており、保護の適用については調査のうえ適正に実施しています。また、今後も引き続き、適正な適用を行います。
4	・　民営化より、公務員の給料を下げるのが先だ。 ・　職員の不採用だけでなく、給与カットも必要である。	2	職員数は、平成 11 年 4 月に 1,004 人であったものが、平成 16 年 4 月には 967 人、平成 22 年 4 月には 883 人と着実に削減しています。 職員の給与についても、平成 14 年度以降、数回にわたる減額や給与構造の見直しを実施しています。
5	・　一般財源化により財政状況が厳しくなったというならそのデータを示すべき。 ・　運営費一般財源化は、これまでの交付税に上乗せされただけで影響はないのでは。 ・　まず、財政難に対する具体的な取り組みや対応を明確にするべき。運営経費の内訳は、事業構造、運営構造の分析などからも説明するべきである。	10	公立保育所の運営費は、交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されており、基準財政需要額から基礎財政収入額を差し引いた額が交付税として措置されています。21 年度は、基準財政需要額が約 168 億円、うち同運営費は約 2 億 5,500 万円で、基準財政収入額が約 117 億円であり、交付税は約 51 億円となりました。 財政難に対する取り組みとしては、職員定数の削減や給与カット、個人給付の廃止と見直し、団体補助金の見直し、指定管理者制度の導入などを実施してきました。また、財政基盤を強化するための要望を、市長会を通じて行っています。 なお、基本方針には、現在の市の財政状況等に関する記述と関係資料を追加しました。
6	・　一般財源化により市の財政が厳しくなったのであれば、そのために市民に負担を強いるのではなく、まず国に対して訴えていくべきである。	1	
7	・　財政難で民営化しようとするのに、なぜ保育士を新規採用するのか疑問。 ・　市職員を毎年採用しているが、市役所の効果的・効率的運用が必要。	2	本市では、この数年間、団塊世代の退職が続いたことから職員の新規採用を行ってきましたが、基本的には退職者数の２／３の採用数にするなど、定数削減を進めています。 そのため保育士に欠員が発生し、非正規職員の雇用により保育所運営を行ってきましたが、今年度中にもさらに中途退職者があり、定年退職者も見込まれていることから、23 年度の運営に支障をきたさないよう、保育士に関して最小限の新規採用を予定しています。
8	・　市の財政状況は健全と聞いているが、なぜ民営化が必要なのか。	1	財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、21 年度で 98.4%となる見込みです。一般的に、75～80%が健全であるといわれています。
9	・　教育や福祉には公共施設が必要である。 ・　民営化は市の責任放棄である。 ・　保育や教育のための経費は、他を犠牲にしても捻出すべきものである。 ・　公務員は社会奉仕義務があり、収益性など考えず公立保育所を運営しなければならない。	41	児童福祉法により保育の実施主体は市と定められており、市は公立・民間の保育所において保育を行い、公的責任を果たしています。当然、民営化後も市の責任で実施します。 なお、保育所の運営のみならず、市の行う施策、事業は、市民の貴重な税により賄われておりますので、この財源をより効率的、効果的に活用し、最小の経費で最大の効果をあげることも自治体の責任と考えます。
10	・　公立保育所があることで、若い世代の人口が増える。 ・　今ある保育所を守ることで、周辺自治体から住民が集まり市が活性化する。 ・　公立保育所が減ると人口も減る。子どもを生みにくくなり少子化が進む。	17	仕事と子育ての両立を目指す世帯にとって、保育所入所は不可欠な条件と認識しています。本市では、平成 18 年より年度当初の待機児童は解消しており、子育てしやすい状況が整っていると考えています。 民営化により老朽化した施設の改築も計画しており、ニーズを見極めた定員設定を行い、より入所しやすい状況を確保したいと考えています。
11	・　保護者、保育士も交えて、本当に民営化が必要なのかを再検討するべき。 ・　地域や保護者の声をどのように聞き、公開するのかを明らかにしてほしい。	8	素案は、学識経験者を始め、保護者・園長・保育士の代表等 12 名で構成した「富田林市立保育所のあり方検討委員会」での議論と提言を尊重し策定したものです。 パブリックコメントでいただいたご意見については、市ウェブサイトに市の考え方と共に内容を公開します。また、民営化を進めるにあたって、対象となる保育所の保護者の意見や要望は、保護者会と聴取方法について協議を行い集約します。意見の内容は当該園の保護者にお知らせするとともに、市ウェブサイトでも公開します。

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
12	・　あり方検討委員会での検討は内容もなく無責任である。	1	富田林市立保育所のあり方検討委員会からの提言は、12名の委員の方々により、10回にわたる熱心な議論のうえいただいた提言であり、大きな責任を果たしていただいたと考えております。市としてはこの提言と議論を尊重し、素案を策定しました。 あり方検討委員会の設置にあたっては、保護者会の代表である富田林保育運動連絡会に委員選出を依頼し、委員としてご意見も多くいただきましたので、あり方検討委員会の設置については、既にご理解いただいているものと考えています。 民営化の目的は、コスト削減だけでなく、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことです。
13	・　あり方検討委員会をつくる時に保護者に説明するべきであった。	2	
14	・　あり方検討委員会から行政が先導し民営化ありきで進んでいる。コストがかかるから民営化し、浮いたお金で在宅支援というのはいかがなものか。	2	
15	・　学識経験者の意見を鵜呑みにする必要はない。	1	
16	・　幼稚園を民営化する案は出なかったのか。 ・　保育所の民営化より幼稚園の統廃合が先である。 ・　現在の幼稚園の状況はどうなっているのか。	6	幼稚園は入園者が定員を大きく下回る状況が続いていることから、教育委員会においてあり方の検討を進めており、21年度から東条幼稚園において募集停止を行うなどの対策を講じています。
17	・　税収が減っているということは、市民の収入が減っているということである。民営化は弱者切捨てになる。	1	市民の収入が減少していることは認識していますが、保育料は公民の区別なく所得税額を基に算定し、市にお支払いいただいており、民営化することが弱者切捨になるものではありません。また、子育て支援体制の拡充や新たな保育ニーズへの対応のために財源を確保する必要があることから、民営化は必要な施策であると考えています。
18	・　家庭で保育している家庭と違い、保育所に子どもを預けている親は保育料という対価を支払っている。なぜ子育てにおいて不公平なのか。	1	保育所運営費は21年度では約22億7千万円の見込みで、そのうち約3億円（13%）が保護者負担となっています。残りは、市税等から支出しています。
19	・　なぜ、ニーズの高い保育所のコストを削減しようとするのか。 ・　在宅児童や幼稚園入所児童の率は減っているのに保育所は増えている状況で、公立保育所は廃止するべきでない。	4	就学前児童数の減少にもかかわらず、保育サービスのニーズは増加しています。民営化は、市が設置した保育所を民間に移管するもので、条例上、公立保育所は廃止となります。そのため、保育所数が減少するわけではありません。また、民営化の目的は、コスト削減だけでなく、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指すものです。
20	・　新たなニーズへの対応より、現在の保育サービスの維持の方が重要である。	1	民営化の目的は、コスト削減だけでなく、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指すものです。
21	・　富田林駅前の整備は不要。その分は保育所整備に使うべき。	1	富田林駅前整備は、駅前広場の拡張整備により市の玄関口にふさわしい駅前空間として、また寺内町へのアクセスとして利便性の向上を図るとともに、街路等の整備により交通安全・歩行者の快適性の向上を図る事業であり、保育所民営化と共に市の重要施策です。
22	・　素案策定までの市民、保護者への情報については十分であったか疑問である。	1	富田林市立保育所のあり方検討委員会の提言書については、提言をいただいた後、市役所情報公開課や市ウェブサイトで閲覧できるようにしていました。 なお、富田林市立保育所民営化基本方針策定委員会は、市の内部の会議であり公開の対象とならないこと、事務事業の意思決定に向けた過程にある情報であり、公開することで市民に無用の誤解や混乱を招く恐れがあることから、策定前に公開するべきではないと考えます。
23	・　保護者会がこれまで反対してきたことに耳を傾けず民営化を持ち出した。保護者の意見を聞くということが信用できない。	1	富田林市立保育所民営化基本方針は、富田林市立保育所のあり方検討委員会の提言を尊重し、策定したものです。なお、民営化する保育所の移管先となる事業者の選定には、当該園の保護者の代表も委員として審査にあたっていただく予定です。
24	・　子どもの権利条約と照らしても、公立保育所の民営化は、子どもの保育を受ける権利そのものを侵害している。	1	認可保育所は、児童福祉法に基づく最低基準により保育士の配置や児童１人当たりの面積などが定められ、保育内容も保育所保育指針に規定されており、公立、民間保育所ともに基本的な保育内容とその水準は保障されており、民営化が子どもの保育を受ける権利の侵害にあたるとは考えていません。
25	・　公立保育所民営化は、保育の市場化である。 ・　営利目的の保育園が増えると、子どもの人格形成に良い影響は与えない。	1	移管先の運営主体については、社会福祉法人に限定し、企業等の営利を目的とする法人は対象外としているため、いわゆる市場化にはあたりません。なお。社会福祉法人とは、社会福祉事業の実施を目的とした非営利の団体であり、特に保育所の運営費はその使途が限定されており、他の事業には流用することができません。
26	・　公立保育所は地域の保育の基準であり、公立の条件整備が進めば地域の保育水準が向上する。民営化は雇用の不安定化を招き、保育の質の向上は見込めない。	1	存続する公立保育所が子育て支援のネットワークの中心施設として、子育て家庭を支えるとともに、きめ細やかな対応を必要とする保育の先駆的役割を担っていきます。また、公民合同での職員研修や保育に関する研究を実施できるような体制を構築し、保育の質の向上を目指します。
27	・　基本方針は課題の解決に寄与しない上に、あり方検討委員会の提言した「子どもの最善の利益」「保育を要する子どもの保育保証」にも反する。	1	民営化により、子育て支援の充実や新たな保育サービスへの対応、保育所施設の改修や整備など課題の解決を図ります。また、民営化を進める中で、保育ニーズを的確につかみ、待機児童を発生させないことを基本として、施設整備を進めます。 その結果、市全体の保育水準が高まることで、「子どもの最善の利益」「保育を要する子どもの保育保証」に繋がるものと考えます。

2. 本市における保育の状況

[1]保育所の設置状況

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
28	・ 民営化されると保育料が上がるので保護者の負担が増す。 ・ 延長保育料を取られるようになるので反対である。	10	保育料は、公立、民間ともに所得区分に基づき市が定めているため、民営化で上がるということはありません。また、延長保育料については、市内全ての保育所で無料としています。
29	・ 良質な保育を行う民間保育所は保育料が高い。	1	
30	・ 適切な維持管理を行ってきたなら、耐震性に問題のある施設は存在しないはずである。	3	建築基準法は昭和 25 年に制定され、昭和 56 年に宮城沖地震を契機として耐震性についての構造規定が大幅に改定され、さらに、阪神大震災を教訓に耐震性能の強化が平成 12 年に行われました。 適正な維持管理を行っていても、それぞれの建物に耐用年数があり、主体構造部等の劣化は否めません。 なお、基本方針の表現については修正を行いました。
31	・ 公立保育所を建てたときに、修繕や建て替えの積み立てを考えていなかったのか。	1	修繕を含めた適切な維持管理は行ってきました。保育所に限っての改築のための積み立てという考えはありませんが、公共施設整備基金など基金への積み立てを行っています。
32	・ 建物はいずれ老朽化するが、今後の公立保育所の改修や建て替えは行うのか。 ・ 将来の公立保育所の建て替えや改修に予算は確保できるのか。	3	市域を４地域に分割しそれぞれ 1 か所の公立保育所を存続する計画は、将来の改修や建て替えを含め、持続可能な保育体制と考えており、建て替えや改修の予算を確保していきます。
33	・ 耐震性に問題があることを公にしてこなかったことは非常に問題があり、また、それを理由に民営化への道筋をつくっていることに大きな問題がある。	1	民営化の目的は、コスト削減だけでなく、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことです。 その中で、耐震性の問題を解決するため、最初の民営化保育所として、みどり保育園を選定しました。
34	・ 公立 7 園、民間 7 園というのは均衡が取れている。	1	市域を 4 地域に分割し、それぞれの地域に 1 か所の公立保育所を存続し、子育て支援のネットワークの中心施設と位置付けるとともに、持続可能な保育体制を再構築します。
35	・ 児童福祉法 24 条に、保育に欠ける児童を保育しなければならないとあるのに、行政の都合で保育の仕組みを勝手に変えることは納得いかない。	1	児童福祉法第 24 条により保育の実施主体は市と定められており、公立・民間の保育所において保育を行うことで公的責任を果たしており、民営化後も市の責任で実施します。そのため、民営化により運営主体を移管しても、同条の規定は順守していることになります。
36	・ 最低基準や保育所保育指針を根拠に、「一定の保育水準が提供されていると言える」とするのは乱暴な論理である。	1	認可保育所は、児童福祉法はもとより、保育所最低基準、保育所保育指針を順守する義務があります。また、定期的に認可権者である大阪府の指導監査が行われており、これら基準や指針を根拠とした説明には合理性があると考えています。 なお、基本方針は、誤解を与えないような文章表現に修正しました。

[2]保育サービスの状況

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
37	・ 障がい児を担当する保育士や、特別保育に関わる保育士はどの園に配置されているのか。 ・ 一時保育や特定保育を実施している保育所には加配はされているのか、通常保育に影響はないのか。	2	障がい児保育における加配については、医師や学識経験者などで構成する入所審査会において加配が必要との意見が出された児童について、保育士を配置しています。また、特別保育事業実施にあたっては、通常保育とは別に保育士の配置が必要となっています。
38	・ 病児（病後児）保育は有料にしてはどうか。	1	病後児保育を利用される時には、保護者に費用の負担をいただいています。
39	・ 行政の怠慢を民間が補う形になっており、ただ子どもを預かっているだけの劣悪な環境である。	1	認可保育所は、法に基づく最低基準や保育所保育指針により運営され、公民ともに基本的な保育内容とその水準は保障されていることから、民間保育所が劣悪な環境ということはありません。
40	・ みどり保育園は旧同和予算で作られた保育所でありながら、他と同じ保育内容であったが、その伝統がなくなる。	1	移管計画の中で、継続する事項は明文化し、移管後の履行を義務付けます。
41	・ 公立保育所の保育士は半数が非正規職員になっているが、保育責任の所在に温度差がある。また保育士の年齢の偏りで指導体制が弱体化しており、決して保育の質は高くない。	1	新保育所保育指針において、資質の向上が求められており、公民合同の職員研修を行うことで資質の向上を図り、市全体の保育水準を高めます。

[3]実施体制

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
42	・ 保育園をなくさないで。 ・ 公立保育所の良い環境をなぜ壊すのか。	17	保護者の就労形態の多様化に伴い、休日保育や延長保育などの特別保育のニーズが高まっています。また、核家族化やひとり親世帯の増加、地域での交流が希薄化するなどの要因によって家庭や地域での子育て力が低下し、子育てに関する不安の高まりとともに子育てへの支援が重要な課題となっており、これまで以上の子育て支援施策を実施していく必要があります。一方、本市の財政状況は長引く景気低迷の影響による税収入の激減と、保育所運営費等の一般財源化による影響により、非常に厳しい状況にあります。こうした中で、民間活力の導入により、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていきます。
43	・ 公立はベテランの保育士が多いため安心。 ・ 民間の保育所は保育士の経験が浅く不安。 ・ 民営化により、経験の少ない保育士が増える。	27	経験豊かな保育士は、育児に悩む保護者にとっては心強く、子どもへの対応にこれまでの経験が活かされています。また、若い保育士は、子どもと一緒に身体を使って遊べるなどの魅力もあります。 このように、保育の良し悪しは、保育士の年齢、経験だけでなく、その資質、技術によるものが大きいと言えます。 なお、民営化する保育所の保護者の不安を解消できるよう、移管先法人の募集に際して、一定の経験年数のある保育士の割合を定めるなどの条件を選定委員会において検討します。
44	・ 民間保育所では子どもと保育者との安定した関わりが保てない。	1	

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
45	・ いろいろな年齢、経験年数の保育士がいることで保育士のスキルがあがるのに、民間ではそのようなことは望めない。 ・ 保育所の職場は多忙であり、合同研修に参加するような余裕はない。研修は日々の保育実践によって行われるものであり、若い保育士ばかりの職場でそれは不可能。	9	保育士の平均年齢は、公立は 33.7 歳、民間は 30.4 歳と大きな差はなく、民間保育所でも子育てをしながら保育士として勤務する人が増加しています。また 18 年に梅の里保育園が開設したことなどにより、統計上は民間保育所では経験年数が少ない傾向が強く出ていると考えており、基本方針に説明を追加しました。 なお、法人募集の際には、条件として一定の経験年数のある保育士の割合を定めるなど、選定委員会において検討を行います。また、民間保育所も研修に参加できる体制づくりを支援します。
46	・ 公立保育所が減ることで保育士の採用がなくなり、若くやる気のある新しい職員が入る機会が減ることで、年齢や経験のバランスが崩れる。	1	存続する４園の公立保育所を運営するために必要がある場合は、新規の保育士採用も検討します。採用する場合には、年齢や経験のバランスが崩れないよう対応します。
47	・ 公立と民間の保育士で正規・非正規の割合が大きく違うが、保育内容に差があるのではないか。	1	市では職員定数を抑制するため、非正規職員の比率が高まっていますが、民間の場合は、法人の判断により随時正規職員を採用ができる環境にあることから正規職員の割合が高いと認識しています。 いずれも、認可保育所として一定の保育サービスを提供しておりますが、安定した良質の保育体制を構築するためには、正規職員の比率を高める必要があると認識しています。
48	・ 保育士の数が減っており、保育の質が下がることに拍車をかけている。	1	
49	・ 保育園で働きたくて保育士となっているのに、地域での子育て支援を担当されることになると保育士でなくなるのか。	1	保育士とは、保育に関する専門的な知識や技術をもって、児童の保育と保護者への指導や助言を行う職員であり、その資格や保育実践の経験を、子育て支援という分野において生かすことも、保育士の職務といえます。なお、新保育所保育指針により、すべての保育所に地域の子育て支援の実施が求められています。
50	・ 公民の保育士数比較で正規と非正規を合算しているのは理に合わない。また勤務時間の差はないのか。あり方検討委員会の提言書のデータとの差は何か。	1	データは、保育士の資格を持つフルタイム勤務の職員数を集計しており、短時間勤務の職員は含んでいません。また、あり方検討委員会のデータは 20 年度、素案では 22 年度のデータを示しています。
51	・ 公立保育所の保育士の待遇が良くなれば、民間の労働条件も上がるという相乗効果が期待できる。	1	民間保育所の労働条件は、事業者によって差があると考えています。公立保育所の保育士の処遇が良くなることで、民間の処遇が良くなるという説もありますが、その判断は難しいものがあると考えます。

[4]運営経費

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
52	・ 公立保育所の高額な運営費が問題である。民営化が進むのなら、民間保育所の保護者が払う保育料を値下げしてほしい。	1	公立保育所の運営費の大きな部分を占める職員給与のカットなど縮減に努めています。また、保育料については、公民とも同じ基準で定めることになっているため、民間だけを値下げするといった対応はできません。
53	・ 手作りおやつをやめて、調理員の人件費を減らすことはできないか。	1	子どもの発達や、食育の観点から、手作りおやつは必要と考えています。また、手作りおやつを廃止しても人件費には大きな影響がないものと考えています。
54	・ 公民の運営費の内訳がわからない。	1	21 年度の運営費は、公民合わせて約 22 億 7 千万円で、うち公立が約 14 億 2 千万円、民間が約 8 億 5 千万円の見込みです。そのうちの人件費は公立が約 12 億 8 千万円、民間が約 6 億 7 千万円となっています。人件費以外の運営に関する経費には大差はありません。
55	・ 民間の運営費が低いのは、安く未熟な保育士を雇っているから。	1	民間保育所の保育士も、よりよい保育をめざして、資質の向上を図られています。民間保育所で賃金が低いゆえに未熟と、一概に言えないと考えています。
56	・ なぜ、民間でできる経費削減が公立でできないのか。	1	市でも、限りある財源の中で経常経費の圧縮、職員数の削減や職員給与の減額などを行っています。
57	・ 新設された民間保育所の人件費は今後増えていくはずであり、公民のコスト差は縮まるので民営化の意味はなくなる。	1	民間保育所の運営は、国の定めた運営費に基づいて行われており、その算定の中で、民間施設給与等改善費加算として、職員の経験年数によって運営費が増額される仕組みになっています。加算率は、最大で 12%となっています。
58	・ 市で予算確保できないからといって保護者会が備品を購入した現状があるのに、保護者の意見をないがしろにしている。	1	市の予算については、園からの要望をまとめ、優先順位を付けたうえで翌年度予算に反映しています。保護者の意見については、反映できることは可能な限り反映していきたいと考えています。

3. 民営化の目的

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
59	・ 民営化にはメリットがない。 ・ なぜ民営化するのか理由がわからない。	13	時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていきます。
60	・ 子どもの育ちの中で一番大切な時期に大きな変化があることは反対。	10	児童と保護者の不安をできるだけ解消し、円滑に移行するために、移管の前後にそれぞれ 1 年の引き継ぎ期間を設け、新旧職員での合同保育を実施することで、緩やかな民営化を目指します。

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
61	・　公立保育所を選んで入所したのに、途中で民営化されるのは腑に落ちない。 ・　保育所民営化は入園申し込みの時に説明がなかった。	20	入園申し込み時に、具体的な民営化の説明ができていなかったことについては申し訳なく思います。（現在は予め説明しています。） なお、運営主体が社会福祉法人になっても、児童福祉法、保育所最低基準、保育所保育指針等に基づき保育を行っており、認可保育所としての保育内容は基本的には変わりません。また、移管先となる法人募集に際しては、当該園の保護者の代表にも選定委員になっていただき、保護者の意見を反映しながら入所児童への影響をできるだけ少なくしたいと考えています。なお、他の公立への転園は、年度当初において、ご希望に添える範囲で対応します。
62	・　保護者の多くが反対しているので、民営化は進めるべきでない。 ・　保護者の理解が進んでいない状態で民営化するのはよくない。 ・　異論があるなかで、安易に民営化するべきでない。	20	保護者の就労形態の多様化に伴い、休日保育や延長保育などの特別保育のニーズが高まっています。また、核家族化やひとり親世帯の増加、地域での交流が希薄化するなどの要因によって家庭や地域での子育て力が低下し、子育てに関する不安の高まりとともに子育てへの支援が重要な課題となっており、これまで以上の子育て支援施策を実施していく必要があります。一方、本市の財政状況は長引く景気低迷の影響による税収入の激減と、保育所運営費等の一般財源化による影響により、非常に厳しい状況にあります。こうした中で、民間活力の導入により、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていきます。
63	・　民営化によるメリットとデメリットを明確にする必要がある。	15	民営化のメリットは、地域で求められる保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できることと、民営化により生み出された財源と人材を、地域の子育て支援などに有効利用できることです。 デメリットは、保育にあたる職員が入れ替わることにより、入所している児童やその保護者が不安を感じることです。その不安を解消し円滑に移行するため、移管の前後にそれぞれ1年の引き継ぎ期間を設け、新旧職員による合同保育を実施します。
64	・　富田林には富田林の保育を行ってほしい。 ・　他市が民営化したからといって、富田林市も同じようにする必要はない。	14	子育て支援の充実や新たな保育サービスへの対応、保育所施設の改修や整備など課題の解消を図るとともに、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実し、市全体の保育水準を高めていく必要があると考えています。
65	・　民営化に関する説明が不足している。 ・　説明が一方的であり納得できない。 ・　児童福祉法第39条により、保護者の委託を受けて保育しているはずだが押し切るのか。	21	市立保育所を民営化するための基本方針（素案）であることから、各公立保育園において説明会を開催させていただき、7園合わせて300名を超える保護者の方の参加と、150 件近くの質問や意見をいただいたところです。 なお、保育の実施については、児童福祉法第24条で規定されており、市の責任において実施しております。
66	・　民営化で削減したコストが保育に使われるかどうかわからない。	8	民営化により削減したコストは、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、多様な保育ニーズに対応する特別保育サービスの充実、在宅で子育てを行う家庭への支援の充実に活用します。また、公民一体となって、市全体の保育水準を高めていきます。
67	・　民営化せず、子どもや保護者の一層の負担軽減を願う。	1	特別保育のニーズの高まりや子育て支援が重要な課題となっており、より多様な子育て支援施策を実施していく必要があります。一方で、税収入の減少や保育所運営費等の一般財源化による影響により、財政状況は厳しい状況にあります。こうした中で、時代のニーズに合致した保育体制の再構築と、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実し、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことが民営化の目的です。 なお、保護者負担を軽減する観点から、本市の保育料は国が定めた基準の約60%とし、府下最低水準を維持しています。
68	・　新たな保育ニーズが高まっているとあるが、具体的意見を公表すべきである。 ・　新たなニーズとは何か、またその対応にどの程度取り組んでいるのか。	6	22年3月の富田林市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定において、保育ニーズの動向や取り組み状況、今後の施策の展開についての方向性を示しています。
69	・　国で幼保の一体給付やこども園の転換が示されている時期に、保育所民営化を進めるべきでない。	9	6 月に、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」がまとめた「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」については聞き及んでおりますが、制度の前提である恒久財源の確保や具体化のための協議など未だ不透明な部分が多い内容です。国の動向には注視する必要はありますが、子育て支援の充実や新たな保育サービスへの対応、保育施設の改修等は早急に対応すべき課題であり、市としては計画的に民営化を進めていく必要があると考えています。
70	・　民営化のメリットは、みどり保育園の建て替えが早くできる以外にない。 ・　施設老朽化以外の民営化の目的が見えない。	3	民営化の目的は、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するとともに、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことです。そのなかで、施設の老朽化という課題も解決していく予定です。
71	・　財源確保が目的なら、増税もやむを得ない。 ・　民営化を避けるために保育料の値上げもやむを得ない。	2	現在の社会情勢では、増税については非常に難しい選択であり、収入に見合った行政運営が基本と考えています。 また、保育料は20年度と21年度に改訂を行い、保護者に負担をいただきましたので、現在のところ改定の計画はありません。 なお、公共施設の建設事業費については、地方債により資金調達することがあり、一部は民間調達する場合もありますが、その発行には総務大臣または府知事との協議が必要です。当然その償還は長期に渡ることから、現在の赤字を後世に負担いただくという意味で、慎重に判断する必要があります。
72	・　建て替え資金は民間調達し、返済は保育料の値上げ分を充当すればよい。	1	

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
73	・ 財源がないのなら市も保護者も、もっと知恵を出して努力するべき。	1	財源確保のためのアイデアを頂くことも含めて、行政運営では市民協働が重要であると考えています。
74	・ 保育料の値上げにより、施設整備は進んだのではないか。 ・ 2 年続けて保育料を値上げしながら、民営化の理由が財政難というのは納得いかない。	3	保育料改定により、施設整備や備品購入といって面で充実を図っています。しかし、昨今の経済不況の中で市税収入は大きく減少しており、今後の見通しも明るいものではありません。こうした中で、持続可能な行政運営の実現に向けて、民営化の方針を提示したものです。
75	・ より多様な保育ニーズに対応することは大事だが、そのために保育の質が低下するのではないか。	1	移管先募集の条件に、一定の経験のある保育士の割合を定めるよう、選定委員会において検討します。また、保育の質は、保育士の年齢、経験だけではなく、その資質、技術によるものが大きいため、公民一体となった研修体制を構築し、資質の向上を図ります。
76	・ 他市では違法という判決が出ているのに、民営化を進めるべきでない。	1	他自治体で裁判になっていることは認識していますが、違法という判決はなく、手続き上の瑕疵が指摘されていると考えています。 なお、これまでの裁判例も尊重し、民営化による環境の変化などによる児童への影響を、最大限に考慮し、保護者との話し合いや協議をさせていただくよう努めます。
77	・ 建て替えに 4 億というのは高すぎる予想である。伝統的な建物、地域性に富む建物を、保育所に活用するなどできないか。	1	定数等によっても変動しますが、150 人定員の保育所を建設するための概算として 4 億という金額を想定しています。なお、伝統的な地域性に富んだ建物を活用する場合は、立地条件の問題、園庭の確保、耐震補強も含めた大規模な改修の必要性も考慮すると、決して効率がよいと言えません。
78	・ 定員を超えて入所している状況の解消が先である。 ・ 0～2 歳の入所希望が多いなか､認可保育所の建設が最優先である。	4	民営化により建て替えを行う場合には、できるだけ定数を増やすことにより、適正な定員を維持していく予定です。
79	・ 民営化によってどのくらいの予算が創出できるのか、説明が必要である。 ・ 民間活力の導入によって財源がどのように効率的に運用できるか、具体的な例示が必要。	2	保育所の定数設定等によって変わりますが、本市で最も多い 90 人定員の保育所で、公民の運営費の比較から 5000 万円の財政効果があるものと試算しています。
80	・ 人材がいないと地域支援ができないという意味がわからない。	1	通常保育も地域支援も、マンパワーがないと実施はできません。公立保育所の民営化を進めることにより、保育士をはじめ職員の効果的な配置が可能になり、そのマンパワーにより新たな保育ニーズに有効的に対応できると考えています。
81	・ 保育サービスの拡充や新たな保育サービスについて、現在の案にはどのようなものがあるのか。	1	一時保育、病児・病後児保育、休日保育、延長保育の時間延長などの保育サービスがあります。
82	・ 民営化はおとなの都合だけである。	2	保育所は子どものための施設であり、市全体の保育水準を高めていくことは、子どもにとって必要な課題です。
83	・ 公と民の役割分担の中身が明確でない。	1	公立保育所は、子育て支援のネットワークの中心施設としての役割を担い、地域の身近な拠点として子育て家庭を支え、障がいを持つ子どもなどの保育において、先駆的な役割を果たします。民間保育所は、新たな保育サービスに迅速に対応します。
84	・ 公と民の役割分担を明確化とあるが意味するものが不明である。	1	
85	・ 公立保育所ではなぜ迅速で柔軟な対応ができないのか。	1	公立保育所で新たに事業を実施するためには、保育園との協議のもとで制度設計を行い、議会での審議・議決を経て、予算成立となります。そのため、事業の実施までに時間を要します。
86	・ なぜ公立保育所で効果的・効率的な運営ができないのか分析し、市の責任で解決すべき。	3	現在、人件費を除いた保育所の運営経費には大きな差はありませんが、人件費に大きな差があるのが現状です。なお、市では行財政の見直しを進めており、職員の給与の引き下げや採用の抑制、経常的な経費削減を実施しています。
87	・ 介護分野と同じように、地域のなかで保育所を考えるべきであり、手放すのでなくもっと市が中心になるべきである。	1	現実には、公立・民間保育所の連携はあまり持たれていませんが、今後は公立保育所を地域の子育て支援のネットワークの中心と位置付け、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、公立保育所と民間保育所が一体となって、市全体の保育水準を高めて行きます。
88	・ 公立保育所の合併や、ともっち保育所の 4・5 歳クラス開設は考えられないか。	1	保育所は、身近な子育て支援施設としての役割を担っており、多くの入所希望がある中で、合併という選択は疑問です。 ともっち保育園は民間保育所であることから、4・5 歳クラスの開設は、法人の意向を把握し、市全体の保育ニーズの状況を見た上で検討する必要があります。
89	・ 公立保育士の質の向上を行ってから、公民一体となった研修に取り組むべきである。	1	保育所には通常保育の充実をはじめ、保護者支援や地域の子育て支援、虐待防止の対応等多くの課題があり、質の向上はさらに重要となっています。公立保育所では、新保育所保育指針を受けて、昨年度より研修をより有効なものにするための取り組みを進めています。
90	・ やむを得ず民営化するなら、保育の質は絶対に下げず向上させてほしい。	1	
91	・ 支援の必要な子ども・家庭が増えているので、公立の保育士には保育以外の専門性が求められている。	1	
92	・ パブリックコメント後の市長の考えはどうなのか聞きたい。	1	パブリックコメントで寄せられた意見を参考にしてさらに検討を行い、市の考え方とともに基本方針として公表する方針です。
93	・ 家庭訪問を行っても保護者と接触できなければ虐待防止につながりにくいので、それより保育所を充実するほうが、虐待を減らす効果がある。	1	家庭で子育てする保護者が家庭で孤立することを防止するため、訪問事業は重要と考えています。保護者とのつながりをもつ中で、育児不安の解消や虐待防止を進めるべきと考えます。
94	・ 民営化により公立以上の保育内容が保証できるか疑問。 ・ 公立保育所で保護者と園が協力してやってきたことが民営化後も同じようにできるか疑問である。	3	新旧職員での合同保育を実施し、公立保育所での保育内容を民営化後も引き継ぎます。また、引き継ぎ事項や充実する内容は明文化したうえで事業者に履行を義務付け、移管後も随時進行管理を行うとともに、保護者、事業者、市による三者協議会による定期的な協議を行い、民営化に伴う問題が生じたときは協力して解決にあたる計画です。

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
95	・　障がい児保育、虐待の対応など、保育所間の情報共有を行うためにも、公立保育所の存在は大事。	1	公立保育所を子育て支援のネットワークの中心と位置付けることから、公立保育所の充実が必要であると考えています。民営化により生み出された人材の有効活用により、対応して行きたいと考えています。
96	・　病児（病後児）保育や一時保育は必要に応じ他園で利用できる今のスタイルでよい。	1	特別保育は、現在の実施体制を継続します。また、病児保育や一時保育のニーズが高いことから、民営化する保育所では、入所児童が体調不良となったときに利用する病児・病後児保育（体調不良児型）と一時保育の実施を検討します。
97	・　施設の老朽化などは、保護者のボランティアで対応できないのか。	1	壁や床の改修、雨漏りの補修等は市の予算で実施しています。 主体構造部の老朽化は、建て替えも含めて大規模な工事が必要となるため、専門的な技術と責任が問われますので、ボランティア対応にはなじまないと考えています。
98	・　民営化により子どもの心理発達面で悪影響が出る。現在の方針の内容ではそのフォローが不十分である。	1	民間移管後も 1 年間の引き継ぎ保育のために、園長や保育士を派遣する計画です。また、民間保育所にも巡回指導を行っており、公立・民間にかかわらず配慮を要する児童の相談体制は整えています。
99	・　儲け主義の民間保育所では良質な保育は望めないので、むしろ民間保育所は公立に吸収すべきである。	1	移管先の運営主体については、社会福祉事業の実施を目的とした非営利団体である社会福祉法人に限定する計画です。また、子どもや保護者の不安を軽減するため、継続する事項や拡充するサービスを明文化し、移管後の履行を事業者に義務づけ、市は進行管理を行います。
100	・　行政は福祉サービス事業の先駆的役割を担い、民間が育ってきたら民間への移行を進めるべきである。	1	市域を 4 地域に分割し、それぞれの地域に 1 か所の公立保育所を存続し、持続可能な保育体制を再構築します。公立と民間が連携し、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指しており、公立保育所の存続は必要と考えています。
101	・　在宅の子育て家庭支援は急を要するため、民営化を待つのでなく直ぐに人員配置して対応すべき事業であり、民営化とは切り離すべきである。	1	在宅の子育て家庭支援は、早急に充実するべきという認識は持っておりますが、人材や市の財政状況など現状では実施の目途が立たないことから、民営化を実施する中で事業を推進する計画です。
102	・　民間保育所にも市から補助していくなかで、将来の運営費はどのように見積もっているのか。民営化後の財源の効率的運用の内容について、長期的シミュレーションや具体的効果の説明が必要である。	3	民間保育所の運営費は、90 人定員の園で約 1 億 2 千万円が必要と見込んでいます。また、民営化による財政効果は、運営費の状況を単純に比較して、90 人定員の園で約 5 千万円、150 人定員の園で 8～9 千万円と見込んでいます。 民営化により生み出された財源と人材を有効活用し、公立保育所 4 園に保育士を配置して子育て支援のネットワークの中心としての役割を充実します。一方で、民営化する保育所においては、保護者の要望を取り入れて新たなニーズへの対応や拡充を行います。また、待機児童を発生させないために、保育ニーズを注視しながら、最終的には全体で 100 名程度の定員増を図る予定です。
103	・　市が必要な子育て支援や新たな保育サービスを実施するには、公立保育所を最大限活用しなければならない。	1	新しい事業の内容により、公民の選択や実施保育所の選択が必要と考えます。厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的かつ効果的に活用していく必要があります。
104	・　民間保育所における保育サービス提供の実績とはどのようなものか。	1	資料[8]の認可保育所の設置状況で示しているように、民間保育所で昭和 40 年代から 40 年近くの歴史的な実績があります。また、資料[13]のように、新たな保育サービスの積極的展開に、民間保育所が取り組んでいます。
105	・　保育所の配置変更、保育に投入する財源を減らすことは、保育サービスの水準を低下させるため、民営化は保育サービスの維持向上につながらない。	1	保育所には通常保育の充実をはじめ、保護者支援や地域の子育て支援、さらに虐待防止の対応等多くの課題があり、質の向上は必要不可欠と考えています。そこで、公立保育所を地域の子育て支援のネットワーク中心と位置付け、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、公立保育所と民間保育所が一体となって、市全体の保育水準を高めていきます。

4. 民営化の方法

[1]民営化の進め方

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
106	・　幼稚園には補助があるのに、保育所には補助はないのか。	1	公立保育所の運営費は 15 年度、施設整備費は 16 年度まで国の負担がありましたが、それ以降は一般財源化され交付税措置となったことで、大きく減少しています。
107	・　大阪府からの補助金が民間保育所に多いが、今後減らされる可能性はないのか。	1	大阪府においては、「市町村が地域の実情に沿った事業をよりきめ細かく展開できる」という考え方のもと、補助金の見直しや交付金化が行われています。子育て支援が重要な施策であるという認識は一致していますが、今後の制度改革を注視する必要があると考えています。
108	・　将来公立に戻す可能性や、期限付きの民営化はできないのか。	1	新たな保育ニーズに対応し、市全体の保育水準をさらに高めていく上で、将来も持続可能な保育体制を構築することが重要と考えており、民営化の期限を定めることや、運営主体を変更することは考えていません。

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
109	・　公設民営と民設民営の場合の市の負担する経費を例示してほしい。 ・　公設民営と民設民営のメリットとデメリットの比較、民設民営に至ったプロセスの説明が必要。	2	運営面では、公設民営、民設民営どちらも市からの運営費の支払いは同じです。しかし、国・府の負担金は、民設民営では、150 人定員で約 6 千万円ですが、公設民営では一般財源化による交付税措置となり、実質半分程度と推察されます。 施設整備は 150 人定員の保育所整備で、民設民営で実施して総事業費は約 4 億円と想定しています。国の補助基本額は約 2 億 5 千万円で、負担割合は国が１/２、市と事業者がそれぞれ１/４であることから、それぞれの負担は、国が約 1 億 2,500 万円、市が約 6,250 万円、事業者が約 6,250 万円と、総事業費と補助基本額の差である約 1 億 5 千万円を加えた約 2 億 1,250 万円の負担となります。 維持管理費は、民設民営ではすべて事業者の負担となりますが、公設民営では大規模な改修は市が負担することになります。 以上のことを勘案して、民設民営との結論に至りました。

[2]移管後の運営主体

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
110	・　移管後の運営主体は社会福祉法人に限定する必要はない。	1	株式会社が運営する保育所が破綻した例は聞き及んでいますが、そのようなことがないよう、移管後の運営主体は、現に認可保育所の運営を行っている社会福祉法人に限定する計画であり、基本方針に文言を追加しました。社会福祉法人は、社会福祉事業の実施を目的とした非営利の団体です。認可保育所の運営実績があり、資金を法人の外に持ち出せない仕組みがあるうえに、大阪府の定期的な監査が行われており、公立保育所の移管先としては最適な事業者と考えます。 万が一、社会福祉法人の運営が破たんすることがあれば、市の責任で対応します。
111	・　民間保育所の運営者が経営難で突然撤退した例がある。 ・　民営化後に運営者が倒産した時の保証と市の責任を明らかにするべきである。	4	
112	・　どのような社会福祉法人が入るか分からないので不安である。 ・　安心して任せられる法人の数はそれほど多くない。	2	移管先法人の募集に際しては、当該園の保護者の代表にも選定委員になっていただき、移管条件等の検討から移管先の選定まで関わっていただく計画です。また、保護者の意見を反映して、入所児童への影響はできるだけ少なくしたいと考えています。

[3]用地、建物、設備等の取り扱い

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
113	・　無償貸与や無償譲渡では、市に何らメリットがない。 ・　市民の財産を無償で貸与するのは市に損害を与えることになる。	3	事業者が資金調達に苦慮することなく、保育事業に集中して自己資金を投入できる環境を作ることは、結果として高い使命感を持つ優良な法人の参入と、保育の質を高めることにつながり、大きなメリットをもたらすと考えています。
114	・　まだ決まっていない事業者の経営状況を勘案する必要はない。勘案しなければならないような事業者に安定した保育所運営は望めない。	1	ご指摘の通りであることから、「経営状況を勘案」する部分の削除など、基本方針の文章表現を変更しました。

[4]事業者の選定

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
115	・　移管先の選定組織には、公立保育所の保育士も入れるべきである。	1	移管先法人の選定委員は、当該園の保護者のほか、学識経験者など中立的な第三者に依頼する予定です。 移管先法人の選定組織の構成員に市職員が就任することは、法人の選考にあたっての公平性等の観点から好ましくないと考えています。また、保護者としての参加は当該園の保護者が適切と考えていますが、当該園の保護者の思いを尊重していきたいと考えます。なお、選定過程において公開できる情報は、当該園の保護者にお知らせするとともに、市ウェブサイト等にも掲載する予定です。
116	・　移管先の選定組織には、当該公立保育所以外の民営化対象園の保護者も入れるべき。	1	
117	・　移管先を選定する組織の選出方法について具体的な提示がない。 ・　どのような移管条件で募集するのか明確でない。 ・　書類審査だけでなく実態確認や面接等の多面的な審査が必要。	4	移管先法人の選定組織は、当該保育所の保護者と、中立的な立場で審査いただける市以外の第三者に就任を依頼する予定です。 具体的な選出方法や移管条件、審査方法等については、基本方針の確定後に検討しますが、運営状況の確認やプレゼンテーション、面接を特に重要視するべきであると考えています。
118	・　事業者の選定期間はどの程度見込んでいるか。また、事業者の選定過程は広く公開するべきである。	1	みどり保育園の民営化に関して、事業者の募集は 22 年 10 月に行い、2 か月間の選考期間を経て年末には移管法人を決定したいと考えています。その後、移管協議を行い、23 年 4 月から合同保育による引き継ぎを公立主体で 1 年、民間主体で 1 年の計 2 年実施し、25 年４月に完全民営化を行う計画です。 なお、この間の情報は、可能な限り当該園の保護者にお知らせするとともに、市のウェブサイトに掲載する予定です。
119	・　民営化決定から移管までの期間はどの程度想定しているか。	1	
120	・　民営化にあたっては、保育士の経験年数別配置基準を明記するべき。	1	移管先法人の募集要項を検討する際に考慮します。
121	・　引き継ぎ計画は選定の前提条件であり、事業者が決まってからの引継ぎは効果的でない。	1	具体的な選定基準や方法など詳細は、保護者のご意見を踏まえ選定委員会で決定し公表します。

[5]保護者等の不安解消

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
122	・　民営化は親にも子どもにも負担（不安）である。 ・　子ども、保護者、保育士に無用の不安や負担と混乱を与える。	58	不安を解消し円滑に移行するために、移管の前後にそれぞれ 1 年の引き継ぎ期間を設け、新旧職員での合同保育を実施します。 また、公立保育所に勤務している非常勤職員の雇用についても、移管先法人に要請することとし、基本方針に文章を追加しました。
123	・　今までの体制が変わることや、先生がいなくなるのが嫌。	14	

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
124	・ 民営化に反対するより、皆がどのように協力すれば子どもの不安が解消できるか、子どもに優しい保育ができるかなどを考えるべきである。	1	移管先の公募にあたっては、募集条件を定め選定します。 募集条件については、保護者の皆様のご意見を踏まえ、当該園の保護者代表も委員として加えた選定委員会で決定します。
125	・ 市の説明だけでは納得できないので、実際に民営化された保育所の状況も知りたい。	1	具体的に状況をお知りになりたい保育所がありましたら、市から連絡を行い、できるだけの便宜は図りたいと考えています。
126	・ 民間保育所との引継ぎ期間が短い	4	先行事例では引き継ぎ期間は3～6か月が多いようですが、保育は年間カリキュラムに基づき実施していることを踏まえ、本市では引き継ぎ期間を1年単位とするべきという考え方を持っています。そのため、移管前1年間に保育の内容や子どもそれぞれの特性を把握し、移管後1年間で引き継いだ保育の実施、子どもや保護者の不安の解消を行う計画です。 移管後に派遣する職員数は、今後検討します。
127	・ 引継ぎの保育は前後1年では短い。また、市から半分以上の職員を派遣するべき。 ・ ドラスティックな移管でなく、自然な移管と移管後のケアが必要。	2	
128	・ 民営化する保育園を決めてから、実際に民営化するまでの期間は最低でも3年は必要。 ・ 保護者の立場で言うと、移管までの期間は、0歳児が卒園するまでの6年間は必要である。	3	ご指摘の通り、みどり保育所に関して現在お示ししているスケジュールは、非常にタイトなものとなっておりますが、施設の老朽化が進んでおり耐震的な課題もあることから、早急に改築していきたいと考えております。
129	・ 保護者説明会での意見やパブリックコメントの結果は広く公開するべきだ。	1	パブリックコメントで寄せられた意見は基本方針策定委員会において検討し、修正すべきところを修正し、市の考え方とともに基本方針として市のウェブサイトで公表します。
130	・ みどり保育園の保護者の反応はどうだったか。	1	保護者説明会では、民営化に対する不安の声と、課題の解決を望む声がありました。民営化を進めるうえでは、保護者の意見も取り入れ、子どものことを一番に考えて、子どもを大切にして、進めて行ってほしいという気持ちを感じました。 なお、民営化前後の感想につきましては、ご要望が多いようでしたら、みどり保育園の保護者のご理解とご協力を得たうえで、しかるべき時期に公表したいと考えます。
131	・ みどり保育園の保護者の民営化前後の感想を教えてほしい。	1	
132	・ 民営化した後、他の公立園は充実するが、民営化した保育所はどうなるかが心配。	1	不安を解消し円滑に移行するために、移管の前後にそれぞれ1年の引き継ぎ期間を設け、新旧職員での合同保育を実施します。また、引き継ぎ事項や充実内容を明文化し、事業者に履行を義務付け、随時進行管理を行います。保育の質の確保と向上のため、公民一体となった研修体制を構築します。
133	・ 民間には民間のやり方があるので、公立から民間への移行期間中に子どもを預けることに大きな不安がある。	1	
134	・ 民間保育所になると、給食や間食など食育の部分での対応ができるか心配。	1	食事の提供や食育という観点からも、引き継ぐべき内容を保護者とともに検討し、事業者に義務付けます。
135	・ 民営化によって公立園の児童数が増えたら、施設が手狭になる。保育士も十分な人数が配置できるか不安。	1	民営化によって、他の公立園の受け入れ数を増やす考えはありません。
136	・ 引き継ぎ期間には「最低」を追加し、状況により延長もあることを付記してほしい。	1	引き継ぎは前後1年で可能と考えていますので、文中に「最低」という文言は挿入しませんが、状況によっては、三者協議会で協議したうえで柔軟に対応します。

5.保育所の選択と役割

[1]保育所の選択方針

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
137	・ 公立保育所の数が減ることは保護者の選択肢を狭めるので反対。 ・ 公立を希望する保護者がいる限り、民営化はするべきでない。	8	認可保育所では、児童福祉法、保育所最低基準、保育所保育指針等に基づき保育を行っており、運営主体が社会福祉法人になっても、保育内容や保育料等は基本的には変わりません。また、移管先募集に際しては、当該園の保護者の代表にも選定委員になっていただき、保護者の意見を反映し、入所児童への影響ができるだけ少なくしたいと考えています。なお、他の公立保育所への転園は、年度当初、ご希望に添える範囲で対応します。
138	・ 民営化により公立園の負担が大きくなるので、保育士に対する配慮が必要	3	公立保育所を子育て支援のネットワークの中心と位置付けるため、公立保育所の充実が必要であると考えています。そのため、民営化により生み出された人材を公立保育所に配置し、効果的な職員体制を構築して行きたいと考えています。
139	・ 財政健全化のため保育所運営費の官民格差を是正する必要があるという観点から、公立保育所はすべて民営化するべきである。	1	市域を4地域に分割し、それぞれの地域に1か所の公立保育所を存続し、持続可能な保育体制を再構築します。公立と民間が連携し、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指しており、公立の存続は必要と考えています。
140	・ 1園でも民営化されると、いずれすべて民営化されるのは目に見えている。 ・ 他の公立保育所も、いずれ老朽が進むと民営化される。	3	
141	・ 少子高齢社会となるなかで、公立保育所は4つも必要か。人口規模が近い河内長野市では公立は2園である。	1	
142	・ ４つの地域割りがいびつである。なぜ大伴と彼方が南部か。金剛・金剛東は１つでよいのではないか。子育て支援の中心と位置づけるなら、地勢的な分割も必要である。	1	地域割については、人口や世帯数、就学前児童数、学校区、街づくりの経過等を勘案して決定したもので、4地域の設定区分は適切であると考えています。例えば、22年4月1日現在の就学前児童数は、北部1,576人、南部1,451人、金剛1,275人、金剛東986人となっています。金剛、金剛東地区では、大規模開発地への入居や、新たな住宅地整備が残っていることから、今後の増加要因と考えています。 なお、大伴保育園、彼方保育園の所在する地域を南部と表現していることについては、地勢を考慮して「南東部」に表現を変更します。
143	・ 保育圏域の設定は人口分布や地域開発の動向などをどのように評価し決めたのか。	1	
144	・ 富田林市は市域が広いので、4地域を公立保育所でカバーするのが難しいのではないか。	2	

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
145	・ すべての保育所で一時保育を実施する必要はなく、それに人手や時間を取られるならやらないほうがましである。	1	一時保育の実施にあたっては、専用スペースと保育士の配置が必要となりますので、すべての保育所で実施できるとは考えていません。 施設改築時に、必要性について検討いたします。
146	・ 公立保育所が減ることで、希望した保育所に入りにくくなる。入れなかったときの対策はどうするのか。	1	4 月の入所状況を見ますと、90%前後の方が第一希望の保育所に入所できている状況ですが、保育要件が高いにもかかわらず、ひとつの保育所にこだわられて結果として入所できない方もおられます。公立保育所が減ることによって、公立の受け入れ人数は減少しますので、入所申し込みにおいては複数の保育所の希望をお願いします。 なお、他の公立保育所への転園は、年度当初、ご希望に添える範囲で対応します。
147	・ 時期や規模を検討しながら順次民営化を進めることと保育サービスの拡充には何の因果関係もなく不適切な表現である。	1	地域の保育ニーズや施設の老朽化状況の把握を行った上で、民営化の時期や規模を検討し、施設改築実施時に保育サービスの拡充を行います。なお、[2]民営化する公立保育所の記載と重複する記述は整理しました。

[2]民営化する公立保育所

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
148	・ 素案の提示された時期が遅いので、もっと検討の時間が必要である。	10	みどり保育園の民営化に関して、事業者の募集は 22 年 10 月に行い、2 か月間の選考期間を経て年末には移管法人を決定したいと考えています。その後、移管協議を行い、23 年 4 月から合同保育による引き継ぎを行い 25 年 4 月に完全民営化を行う計画です。 確かに現在お示ししている日程は、タイトなものとなっておりますが、みどり保育園は老朽化が進んでおり、耐震的にも課題があることから、早急に改築していきたいと考えておりますので、こうした日程をお示ししております。 他の公立保育所の民営化については、対象保育所も時期も決まっていません。みどり保育園の民営化の結果を見極めて、次の民営化の検討という意見を参考にさせていただき、一部文章表現を追加しました。
149	・ みどり保育園の建て替えの必要性は認めるが、他の保育園の民営化は凍結してほしい。 ・ みどり保育園が民営化された結果を十分見極めてから次の民営化を検討してほしい。	2	
150	・ 具体的な移管スケジュールが書かれていないので、もっと明確にしてほしい。 ・ みどり保育園以外の民営化計画が明らかでないのは無責任である。	3	
151	・ 不確実な情報により混乱しているので、みどり保育所以外の 2 園についても対象園とスケジュールを明記するべきである。	2	
152	・ みどり保育園の現状での耐震改修と建て替えでの経費比較が必要。 ・ みどり保育園は建て替えるより改修するほうが安上がりではないか。	2	現みどり保育園で、事務所と 2～5 歳児の保育室がある北側建物の耐震改修工事を行った場合、約 2 億 4,600 万円、建て替えた場合で約 3 億 5,800 万円が必要と見込んでいます。さらに、工事期間中の仮設建物建設費も必要です。 工事期間中の安全性や保育環境も考慮すると、別の用地を確保した上で、民間事業者により新たな保育園を建設するほうが、メリットが大きいと考えます。
153	・ スケジュールを優先するのではなく、民意を反映するためには計画の変更や中止も恐れないでほしい。	1	スケジュールは、非常にタイトであることは認識しています。しかし、可能な限り早くみどり保育園の老朽化に対応したいという思いから提示したスケジュールであり、ご理解をお願いします。
154	・ 建て替えの必要性は認めるが、民営化後のみどり保育園は公立と同じかそれ以上の広さ、設備が整備できるのか。	1	みどり保育園は敷地が 3,134 平方メートルありますが、数回の拡張を重ねたため敷地が不整形となり、管理上問題がある死角が生じています。 新保育所用地は、150 人程度の定員を想定して、できるだけ整形の用地で約 2,400 ㎡以上を確保するよう考えています。
155	・ 中学校給食よりみどり保育園の安全性が後回しになっている。給食も保育所も未来に向けた投資である。	1	中学校給食の実施は、かねてから、保護者からの要望の声が多数寄せられており、食育の推進の観点から必要な事業との認識から、このほど実現しました。これと並んで、みどり保育園の老朽化対策も市の早急に解決すべき大きな課題と認識しています。
156	・ 保育所の建物の改修は前からある問題であり、財源を理由に今さら民営化の問題にするのはおかしい。	2	保育所民営化は、市域を 4 地域に 1 か所の公立保育所を存続し、子育て支援のネットワークの中心施設と位置付けて持続可能な保育体制を再構築しながら、課題の解決を図る目的で進めるものです。 みどり保育園は、民営化により早急に施設の改修が実施できることから、一番目の民営化園としました。
157	・ 老朽化した施設で我慢しながら過ごしているのに、急に民営化されて環境が変わることになり驚いている。	1	施設改修が進まず負担をおかけしていることについては、大変遺憾に思っております。 できるだけ民営化に対する不安を解消し円滑に移行するために、移管の前後に十分な引き継ぎ期間を設け、新旧職員での合同保育を実施します。また、引き継ぎ事項や充実内容を明文化し、事業者に履行を義務付け、随時進行管理を行いますので、ご協力をお願いします。
158	・ 立地条件が良くない保育所はすべて民営化対象なのか。	1	民営化する公立保育園は、立地条件だけでなく、施設の状況や今後の就学前児童数の状況も考慮しながら決定します。また、基本方針に掲げた 4 地域にそれぞれ 1 か所の公立保育所を存続しますので、すべて民営化するわけではありません。
159	・ 市営若松団地の再整備とセットでみどり保育園の民営化を進めようとしているが、住民には何も知らされていない。	1	若松地区の市営住宅の建替えも含めた「若松地区再整備基本構想」を策定中です。この基本構想では、みどり保育園は耐震性が低いことから、建替えを前提として検討しています。市営住宅の建替えと保育園の民営化がセットということではありません。
160	・ 比較的利便性の高い立地にあるみどり保育園を民営化対象とするのは、公立保育所の効率的な運営に反する選定である。	1	保育所を設置する中で、利便性の確保は子育て支援という観点からも重要であり、公民すべての保育所に該当します。「中心市街地の比較的利便性の高い地域に位置して」いることは、直接、「公立保育所の効率的な運営」とは結びつかないと考えます。

[3]公立保育所の役割

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
161	・ 民間保育所で公立のような保育、障がい児への対応はできない。 ・ 子育て家庭の支援や相談、ケアの必要な子どもを他機関と連携しながら対応するのは公立保育所でないとできない。	12	新保育所保育指針では、すべての保育所に障がい児保育や子育て家庭への支援等が義務付けられています。存続する公立保育所が子育て支援のネットワークの中心施設として、子育て家庭を支えるとともに、きめ細やかな対応を必要とする保育の先駆的役割を担っていきます。
162	・ 家庭状況が複雑になるなかで、民営化は保護者と保育園の信頼関係を崩すことになる。民営化ではなく、時代の流れに添って公立保育園が変わっていくべきである。 ・ 民営化により子ども、保護者、保育士の信頼関係が崩れることは、行政による幼児の虐待である。	3	子どもや保護者の不安を軽減するため、継続する事項や拡充するサービスを明文化し、移管後の履行を事業者に義務づけ、市は進行管理を行います。保育は年間のカリキュラムに基づき、実施していることから、引き継ぎ期間は１年単位の考え方を持っています。移管前１年で保育の内容や子どもそれぞれの特性を把握し、移管後１年で引き継いだ保育の実施、子どもや保護者の不安の解消ができ、信頼関係を構築できるものと考えます。
163	・ 公立保育園を地域子育て支援の中心とするなら、施設に余裕のあるみどり保育園を残すべきである。	1	みどり保育園が培ってきた地域子育て支援は、公立保育所の中においても、先駆的な役割を果たしてきたといえます。施設には余裕がありますが、老朽化により継続使用が難しい状況になっています。 そのため、みどり保育園の子育て支援のノウハウは、存続する公立保育所において再構築することにより、市全体の子育て支援が充実すると考えています。
164	・ 市内の民間２園に子育て支援センターがあるが、公立保育所に求められる地域の子育て支援のネットワークの中心という機能とはどう違うのか。	1	民間の子育て支援センターは、事業の実施や活動場所の提供、それに伴う相談等を中心に進めています。公立保育所の役割は同一地域内での民間保育所や子育てサロン、つどいの広場、ボランティアの皆さんと連携を強めるための役割、また家庭で子育てする保護者の訪問事業を含む家庭支援推進保育事業をモデルとして実施したいと考えています。
165	・ 子育てのネットワークに公的な施設は必要ない。必要なのは人的資源であり、子育て経験者の活用を考えるべきである。	1	子育て支援担当の保育士をネットワークの中心となる公立保育所に配置したうえでネットワークの構築と、子育て経験者の活躍の場を見出していきたいと考えています。 育児経験の少ない子育て家庭にとって、保育所は就学前までのすべての子どもの姿を見ることができ、家庭での子育てに生かされるものと考えています。
166	・ 存続する公立保育所の在宅支援に対する十分な職員の配置などがないと、業務だけが増えて在園児への対応がおろそかになる。	1	保育所の本来の役割は保育に欠ける児童の保育であり、通常保育の確実な実施が基本と考えています。 なお、存続する公立保育所において、子育て支援を担当する保育士は必要と考えています。

6.事業の移管

[1]移管計画の策定

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
167	・ 民間保育所になると、営利のために保育の質を落とすのではないか。 ・ 民間保育所は信頼できない。	20	移管先の運営主体については、社会福祉事業の実施を目的とした非営利団体である社会福祉法人に限定する計画です。特に保育所の運営費はその使途が限定されており、他の事業には流用することができません。
168	・ 子どもが民間保育所に慣れることができるか不安。 ・ どこまで引継ぎされるか、引継ぎ方法などもっと考える必要がある。	4	不安を解消し円滑に移行するために、移管の前後にそれぞれ１年の引き継ぎ期間を設け、新旧職員での合同保育を実施します。また、引き継ぎ事項や充実内容を明文化し、事業者に履行を義務付け、随時進行管理を行います。
169	・ 子どもがおとなになったときに膨大な借金が残ることは望まない。公立の良い部分を引き継いでいくなら、民営化も反対ではない。	1	市域を４地域に分割し、それぞれの地域に１か所の公立保育所を存続することで持続可能な保育体制を再構築し、市が果たすべき責務は維持しながら、後世への負担をできるだけ軽減したいと考えます。また、民営化する保育所において、公立保育所から引き継ぐべき事項については明文化し、移管後の履行を事業者に義務づけます。
170	・ 保育の質、公立での保育内容が維持できるのであれば、民営化は絶対反対ではない。	2	
171	・ 民営化はやってみないとわからないのであれば、賛成できない。	2	
172	・ 民営化により、若い保育士や非正規の保育士が増え、結果として保育の質の低下を招くことになる。 ・ 民間では保育士が長く働けないので、保育水準を高められない。 ・ 公立にベテランが多いのは、保育の質が高いということ。 ・ 民営化により、経験の少ない保育士が増える。	11	経験豊かな保育士は、育児に悩む保護者にとっては心強く、子どもへの対応にこれまでの経験が活かされることもあります。また、若い保育士は、子どもと一緒に身体を使って遊べるなどの魅力もあります。保育の質は、保育士の年齢、経験だけではなく、その資質、技術によるものが大きいため、公民一体となった研修体制を構築し、資質の向上を図ります。 なお、民営化する保育所の保護者の不安を解消できるよう、移管先法人の募集に際して、一定の経験年数のある保育士の割合を定めるなどの条件を選定委員会において検討します。
173	・ 民営化されたときは、障がい児加配はどうなるのか。	1	障がい児加配は、入所審査会で保育士の加配が必要との意見をいただいた児童に対して行っています。公立保育所では、市が直接職員を雇用し、民間保育所では法人に補助金を交付し、法人が職員を雇用することになります。 また、年３回の巡回指導を民間園においても実施し、保育士の悩みの相談、子どもの対応、保護者との面談による助言を行っています。
174	・ 障がいのある子どもの支援をどうするのか、具体的に書いてほしい。	1	
175	・ 発達障がいや学習障がいの子どもは学校との連携が重要であるが、民営化で連携が手薄にならないか、小学校での教育に影響が出ないか心配である。	1	新保育所保育指針において、21年度より、子どもの様子を記入した保育要録を保育所から小学校に送付することが義務づけられました。 公、民いずれの保育所も小学校への送付を行っていますので、以前より連携は密になっています。

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
176	・　民間保育所ではアレルギー対応が不安。	1	市と事業者、保護者で組織する三者協議会を設け、具体的な移管計画を策定し、継続する事項や拡充するサービスを明文化したうえで、移管後の履行を事業者に義務付けます。アレルギーのある子どもの対応も、この移管計画の中に位置づけ、引き継いでいく予定です。
177	・　民間保育所では外で遊ばせず、ビデオを見せるだけだとか、部屋に鍵をかけるような話を聞く。	1	移管前後それぞれ１年間の引継ぎ期間に、公民の合同保育を実施する中で、公立保育所での保育内容を継承していきます。また、移管後の三者協議会における協議や、市の進行管理等により、随時保育内容の点検を行います。
178	・　民営化によって、保育士の子どもに対する思い、接し方が変わるのではないか。	1	
179	・　三者協議会の開催時期、期間、参加する保護者の選考方針はどのようにするのか。また、協議会は公開で行うべき。	1	三者協議会は、移管法人が決定した後すぐに設置します。設置後は、定期的な協議を行い、移管計画を策定するとともに、移管に伴う問題が生じたときは、三者が協力して解決を図ります。 参加する保護者の代表は、当該園の保護者会に依頼して選出していただく予定です。 なお、会議の公開（非公開）は、三者協議会で決めることになりますが、会議結果は公開していく予定です。
180	・　移管計画の策定は、事業者の募集前に決め、履行を応募の条件とすべき。また履行されない場合は市立保育園に戻すなど市の対応も明記するべき。	1	募集要項は、移管先法人の選定委員会を立ち上げ、その中で内容を審議し決定する計画です。 なお、応募条件や引き継ぎ事項の履行は、社会的に必要不可欠な条件であり、協定に基づき市の責任で履行させる旨を文章に追加しました。

[2]移管後の協議

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
181	・　民営化された保育所を、市がどのように指導監督していくか明確でない。 ・　法人の運営が難しくならないよう市が介入できる仕組みが必要。補助金の使われ方が適切かどうかまで、市が監査できるのか。	14	認可保育所は、児童福祉法に基づく最低基準により保育士の配置や児童１人あたりの面積などが定められています。保育内容も新保育所保育指針に規定されており、公立、民間保育所ともに基本的な保育内容とその水準は保障されています。基準の順守については、定期的に大阪府が本市の立会いのもと、監査を行い、適正な運営を行うよう指導しております。なお、23 年１月には、保育所の認可権限が府から移譲される予定です。 以上の観点を、基本方針の文章に盛り込みました。
182	・　民営化した保育所の保育内容などを、市がチェックできる権限を確保するべき。	1	
183	・　民間保育所の保育内容、方針には国、自治体の監督指導権限がなくなるので、保育サービスの質の担保と責任の所在を明確にする必要がある。	1	
184	・　保育環境が良いものであるためには、保育士の労働環境も良くないといけないが、民間保育所に対して市は関与できるのか。	1	
185	・　民営化の成功、失敗はいつ誰がどのように判断し、失敗は誰が責任を取るのか。 ・　民営化により子どもの保育がおろそかになったり、保育料が上がったりしたら慰謝料を払え。	2	民営化の失敗は許されないと考えています。児童やその保護者の不安を解消し円滑に移行するために、移管の前後にそれぞれ１年の引き継ぎ期間を設け、新旧職員での合同保育を実施します。なお、保育料は公立、民間ともに所得区分に基づき市が定めているため、民営化により上がるということはありません。
186	・　公立より民間のほうが保育士と保護者とがよい関係を持てる。	1	保育所運営において、保護者と事業者や保育士との信頼関係は非常に重要であり、三者協議会において定期的な協議を重ね信頼関係を築きます。
187	・　民間保育所ではお盆休みがあるが、仕事がある人はどうすればいいのか。	1	一部民間保育所で、お盆の時期に協力依頼があることは把握しています。民営化する保育所では、盆時期の保育については当該園の保護者等の意向を踏まえるよう要請します。
188	・　三者協議会だけでなく、移管後の状況は保護者に情報公開してほしい。	2	民営化の進捗状況や、三者協議会での協議の内容、当該園の状況等は当該園の保護者にお知らせするとともに、市のウェブサイトに掲載します。
188	・　民営化を受け入れた保育所の保護者は苦情を言いにくいので、市として子どもの状況把握は必要である。	1	市と事業者、保護者で組織する三者協議会を設け、具体的な移管計画を策定します。移管計画の中に継続する事項や拡充するサービスを明文化し、移管後の履行を事業者に義務付け、市が随時進行管理を行います。

[3]移管後の保育の質の向上

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
189	・　子どもを安心して預けられる保育園に。	8	保育にあたる職員の質の確保と向上が最も重要な要素となることから、公民合同での職員研修や保育に関する研究を実施できるような体制を構築します。
190	・　子どものことを考えて。 ・　何の関係もない子どもがかわいそう。	4	不安を解消し円滑に移行するために、移管の前後にそれぞれ１年の引き継ぎ期間を設け、新旧職員での合同保育を実施します。
191	・　子どもの最善の利益とは何か。 ・　コスト削減と子どもの最善の利益は相反する。 ・　民営化はデメリットが多いのに子どもの最善の利益とは矛盾している。	9	本市の計画では運営を民間に移管するだけでなく、老朽化施設の改築等課題の解消も図っていく予定です。また、民間が運営することにより、当該保育所で求められる保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できると考えております。
192	・　保育の質とは何か ・　保育の質の向上とは何を高めるのか	21	保育の質については、それぞれの人により求めるものが違うと考えますが、基本的な考え方の一つとして、保育士と子どもの関係の質、大人同士の関係の質、カリキュラムなど中身の質、の３つの質があると考えています。 また、保育士の資格や専門性、保育士の配置といった条件の質、保育士の賃金や離職率などの保育士の処遇も保育の質とする考えがあります。条件の質としての保育士の配置等は最低基準として定められているため、中身の質を研修等により高めていくことが必要と考えています。 また、第三者による評価の実施も、質の向上に繋がると考えています。

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
193	・　公立・民間の保育士の合同研修は民営化とは関係なく実施するべきものであり、それをもって保育水準が向上するとは思えない。	4	保育にあたる職員の質の確保と向上が最も重要な要素となることから、公民合同での職員研修や保育に関する研究を実施できるような体制を構築することが重要と考えます。
194	・　他の事例で、民営化により保育の質が向上した例はない。 ・　他市で民営化された保育所では、職員の入れ替わりが激しく、保育内容も大きく変っている。	6	民間保育所で公立に勝るとも劣らない保育を実施している事例は、数多く聞き及んでおります。また、移管先募集の条件に、一定の経験のある保育士の割合を定めるよう選定委員会において検討し、継続的なキャリア形成ができる環境と体制を構築します。
195	・　形ばかりの研修は時間が削られるだけで、子どもにも保育士にも負担が増すだけである。	1	保育所には通常保育の充実をはじめ、保護者支援や地域の子育て支援、さらに虐待防止の対応等多くの課題があり、質の向上はさらに重要となっています。新保育所保育指針を受け、公立保育所では、昨年度より研修をより有効なものにするための、取り組みを行っていますので、民間へも拡大していく予定です。 また、仕事の中で先輩から後輩に継承される保育実践も、職場内での研修（OJT）として重要と考えます。
196	・　研修を実施しても、保育士ひとりあたりの児童数が増えれば質は低下する。	1	確かに保育士の資質が一定であれば、ご指摘の通りですが、保育士の評価は、保育士の年齢、経験だけではなく、その資質、技術によるものが大きいため、公民合同の職員研修を行い資質の向上に努めます。
197	・　保育の質を下げないためには、どのような研修をどのように実施するのか。	1	経験年数の浅い、若い保育士を育てるためには、研修制度の充実は欠かせません。研修には、OJT、園内研修、園外研修、自己研修があります。 いずれも、自身のスキルアップはもとより、園内部での意思統一や課題解決、経験豊かな保育士から若い保育士への保育技術の継承、ときには実際の保育を見て意見交換するなど、円滑な園運営に欠かすことのできないものです。 特に園外研修では、異なる保育所の同程度の年齢や経験の保育士が小グループで実践的な研修を行うことが、保育の質の向上に有効と考えます。公立保育所では、21 年度から経験年数ごとの研修や、グループごとの実践的な研修に取り組んでいます。また、自己研修は、広く知識を得たり、興味のある内容についての研究など深く掘り下げる手段としても欠かせないと考えます。 以上の観点から、基本方針における、研修と支援に関する表現を修正し、OJT についても用語の説明を行いました。
198	・　公民とも、保育士がスキルアップするよう、3 年 5 年などの節目で市が試験を行ってほしい。	1	市が試験を行うことは難しいですが、第三者評価や自己評価は、資質の確保や向上のためには、有効な手段であると考えます。
199	・　民間と公立で質を高めるための刺激と、民間と民間で子どもを取り合うような刺激とは違う。	1	保育所には通常保育の充実をはじめ、保護者支援や地域の子育て支援、さらに虐待防止の対応等多くの課題があり、質の向上は必要不可欠と考えています。そこで、公立保育所を地域の子育て支援のネットワーク中心と位置付け、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、公立保育所と民間保育所が一体となって、市全体の保育水準を高めていきます。子ども達を奪い合う必要は全くなく、それぞれの保育所で、子どもを大切に丁寧な保育をすることが大きな評価となります。
200	・　民営化した保育園が移管条件を守らなかった場合のペナルティが必要。	2	移管計画の中に継続する事項や拡充するサービスを明文化し、移管後の履行を事業者に義務付け、市が随時進行管理を行います。また、問題が生じたときには、三者協議会で早急に解決します。さらに、民営化後の状況や、三者協議の内容を市のウェブサイトに公表しますので、抑止効果があります。

7. 新たな事業展開に向けて

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
201	・　第三者評価等で保育の質が低いと評価された場合の対応はどのように想定しているか。	1	第三者評価の結果は、インターネット等で公表することにより、保護者の保育所選択のデータとなり、評価が入所希望に反映されます。

その他

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
202	・　民営化は公立園の保護者だけの問題ではないので、民間保育所でも説明会を開催するべきであった。	1	基本方針（素案）は、公立保育所の民営化計画であることから、直接的に利害関係の発生する公立保育所の保護者を対象に、市の計画を正確に理解していただくための説明会として実施したものです。
203	・　公民どちらにも長短ある。入所の時に、公立と民間を選ぶための資料を作ってほしい。 ・　公民保育所の良いところについてアンケートを取り、公開してほしい。	2	保育課が毎年作成しています「保育所あんない」や、市のウェブサイトで市内の保育所を紹介していますが、内容をより充実できるよう検討します。 また、第三者評価の結果は、保育所選択の参考になる資料と考えています。
204	・　パブリックコメントについて委員会で話したことを公開するべきである。	1	パブリックコメントでの意見とそれに対する市の考え方は、基本方針とともにウェブサイトで公表します。 なお、パブリックコメントでお寄せいただいた意見は膨大なものになりますので、類似した意見は集約させていただきました。
205	・　パブリックコメントはすべて原文を掲載し、回答はそれぞれに対して行ってほしい。 ・　パブリックコメントの内容と結果はホームページ等で公開するべき。	2	

NO	コメント内容	件数	コメントに対する市の考え方
206	・　他市で出ているデメリットについての説明が必要。	1	保護者と市、保護者と移管法人の信頼関係が築けないために、裁判に発展した事例を聞き及んでいます。 そのため、移管先法人の選定には、当該保育園の保護者にも入っていただくなど、保護者の意見を多く取り入れながら、民営化を進めていきたいと考えています。
207	・　リンデン保育所がなくなった理由、当時のメリットとデメリットおよび市への保護者からの反応やその対応を教えてほしい。	1	かつて桜井町にありましたリンデン保育園は、市の保育行政に長年にわたり寄与していただいた保育所でしたが、施設の老朽化と、運営母体であった寺院と保育所の両立が困難になったことから廃止となりました。そのリンデン保育園の入所児童を引き受けたのが、近隣のふれんど保育園です。 ふれんど保育園に引き継がれたメリットは、就学前の一貫保育と施設改修が最大のものです。デメリットは保育所が変わり保育士が変わることへの保護者の不安でした。 保護者との話し合いには市も入り、ふれんど保育園が体験保育などに取り組んでいただいたことで、以後の新園舎での保育については、大きなトラブルは聞いていません。
208	・　廃止民営化は定員増は見込めないので、待機児童解消に寄与せず、その事務事業に費やされる人材、財源がむだである。	1	本市の計画では運営を民間に移管するだけでなく、老朽化施設の改築等課題の解消も図っていく予定です。また、民間が運営することにより、当該保育所で求められる保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できると考えております。
209	・　今後の保育行政のあり方と保育所民営化を同じ素案の中に盛り込むことに問題があるので、一旦撤回したうえで利用者、市民の同意を得るべき。	1	本市の民営化は、多様な保育ニーズにこたえるための新たな事業展開に向けての手段と考えていますので、保育行政のあり方と保育所民営化は、同じテーブルに載っています。
210	・　公立保育所が民間保育所をリードしてきた歴史的経過がある。	1	市域を 4 地域に分割し、それぞれの地域に 1 か所の公立保育所を存続し、持続可能な保育体制を再構築します。公立と民間が連携し、公民一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指しており、公立保育所がリードして行く役割は今後も継続します。

計　　782